

学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

福島県立保原高等学校
(定時制の課程)

目 次

はじめに	2
I いじめ防止対策の基本理念	2
II いじめの定義	2
III いじめの理解	3
IV いじめ防止等対策のための組織	4
V いじめの未然防止のための取組	4
VI いじめの早期発見のための取組	5
VII いじめに対する措置	5
VIII 年間計画	6
IX 評価と改善	6
X 重大事態への対処	6
添付資料	
いじめ防止のためのセルフチェックリスト	8

はじめに

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）により、文部科学省は、「いじめ防止対策協議会」等における検討の結果を踏まえ、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国的基本方針」という。）を改訂するとともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。

福島県立保原高等学校定時制の課程（以下「本課程」という。）は、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識する。生徒の尊厳を保持するため、本課程におけるいじめの防止等のための対策に関して国的基本方針を参照し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

I いじめ防止対策の基本理念

- 1 いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- 2 いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させる。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないよう、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- 3 いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組むためのものである。

II いじめの定義

いじめとは、法第2条で定められているとおり、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔具体的ないじめの形態（例）〕

- 1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - (1) 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - (2) 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - (3) 存在を否定される。

- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - (1) 対象の生徒が来るとその場からみんないなくなる。
 - (2) 遊びやチームに入れないと。
 - (3) 席を離される。
- 3 ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - (1) わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - (2) たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - (3) 遊びと称して対象の生徒が技をかけられる。
- 4 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - (1) 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - (2) 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - (3) 靴に画びょうやガム等を入れられる。
- 5 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - (1) 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - (2) 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - (3) 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- 6 パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - (1) パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - (2) いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - (3) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の4点を踏まえる。

- 1 いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- 2 いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努める。
- 3 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用する。
- 4 インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。

III いじめの理解

- 1 どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- 2 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- 3 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

- 4 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようになることが必要である。
- 5 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

IV いじめ防止等対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うために次の組織を設ける。

- 1 名称
「定時制いじめ対策委員会」（以下「本委員会」という。）
- 2 構成
本委員会は、委員長を校長とし、教頭、教諭、養護教諭、常勤講師で構成する。また、必要に応じてスクールカウンセラーや定時制 P T A 代表、伊達警察署生活安全課署員等に出席を求めるものとする。
- 3 組織の役割
 - (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成(Plan)、実行(Do)、検証・評価(Check)、改善(Act)を行う。
 - (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
 - (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関する情報の収集及び記録をおこない、共有する。
 - (4) いじめの疑いに関する情報があった際の組織対応のための連絡・調整・緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などを行う。

V いじめの未然防止のための取組

- 1 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止につながることを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 2 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- 3 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- 4 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

VI いじめの早期発見のための取組

- 1 各学期はじめに面接週間を設定することにより相談体制を強化する。
- 2 定期的なアンケートを実施することにより、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- 3 生徒に関する情報については学校全体での共有化を図るとともに、必要に応じて保護者や外部機関（伊達警察署生活安全課、伊達市教育委員会、福島中央児童相談所等）と連携しながらその対応に当たる。

VII いじめに対する措置

- 1 いじめの通報を受けたとき、あるいは、いじめの事実があると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事を経由して管理職（校長、定時制教頭）に報告する。また、本委員会を開催し、事実確認と情報の共有化を図った後は、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- 2 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- 3 いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- 4 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 5 インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、本委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報したりするなど、外部機関と連携して対応する。

VIII 年間計画

月	関連行事	面接週間・アンケート	校内研修計画	いじめ防止会議	評価計画
4	入学式 始業式	4/8～4/30 面接週間 アンケート実施		第1回会議 (Plan, Do)	計画の作成
5				学習状況懇談会	
6	食育月間		アンケート結果の精査		
7		7/7～7/20 面接週間			
8					
9	消費者講座	8/26～9/10 面接週間		第2回会議 (Check, Act)	学校評価、 中間評価
10			学習状況懇談会		
11	健康教室		教職員研修会		
12		12/8～12/21 面接週間 アンケート実施	アンケート結果の精査		
1		1/11～1/31 面接週間			
2		2/18～3/16 面接週間		第3回会議 (Check)	学校評価、 年度末評価
3					

IX 評価と改善

- 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- より実効性の高い取組を実施するため、年度末に評価の結果を踏まえ次年度への課題と改善案を検討するものとする。

X 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ①生徒が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合 など

(2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県教育委員会に迅速に報告する。

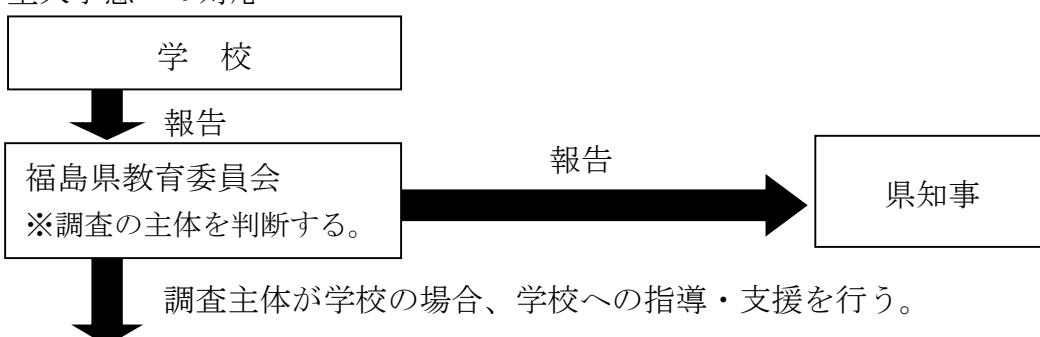
3 重大事態の調査

(1) 重大事態であると判断としたときは、当該重大事態に係る調査を行うため、弁護士や精神科医、スクールカウンセラー等の専門的知識を有するもののほか、第三者の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保した調査委員会を設ける。

(2) 重大事態が発生したことを見極め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、適切に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏える。

4 重大事態への対応



調査委員会による調査 【調査組織】

※「定時制いじめ対策委員会」を中心に、重大事態の特性に応じた専門家などを加えて構成する。

1 調査結果の提供及び報告

- (1) いじめを受けた生徒及び保護者へ、事実関係等必要な情報を提供する。
- (2) 教育委員会へ、調査結果を報告する。

2 調査結果を踏まえた必要な措置

- (1) 被害生徒及び保護者への指導・助言と継続的なケアを行う。
- (2) 加害生徒及び保護者への指導・助言を行う。
- (3) いじめがあった集団への指導を行う。
- (4) 必要な関係機関等と連携する。

★★★★ いじめ防止のためのセルフチェックリスト ★★★★

I 基本的な考え方・教育指導の在り方

[職員の認識]

- 弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない。
- 学校は生徒にとって楽しく学び、生き生きと活動できる場である。
- 教育活動全体をとおして、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- 学校は、いじめ問題の解決について大きな責任を有している。
- 「生徒の立場に立った運営」「開かれた学校」を基本姿勢として学校運営の改善を図る。
- いじめられる生徒やいじめを告げた生徒を徹底的に守りとおすという毅然とした態度を日頃から示す必要がある。
- 学級活動や生徒会活動等の場を活用して、生徒がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいのかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義がある。
- すべての生徒が自ら参加でき、わかりやすい授業を工夫するなど、個に応じた指導に努める必要がある。
- 学校行事や部活動等において自己存在感をもつことができる場合が多いことに配慮し、生徒の「絆づくり」と「心の居場所づくり」に努める。

[生徒の認識]

- いじめを絶対に許さない。
- いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- いじめを大人に伝えることは正しい行為である。

II 学校運営・学級経営等の在り方

- 役割分担や責任の明確化を図り、どんな些細な事実や相談であってもいじめが疑われる内容については、全職員が一致協力して指導に取り組む実効性のある体制を確立している。
- 個々の教師がいじめの問題の重大性を大きく認識し、危機意識をもって取り組んでいる。
- 教師の何気ない言動が生徒に大きな影響をもつことに十分留意している。
- いじめに迅速かつ適切に対応し、いじめの悪化を防止し、早期に真の解決を図っている。
- 養護教諭等と連携を積極的に図るなど、生徒への親身な教育相談を一層充実させる。
- 会議や行事の見直し等により校務運営の効率化を図り、生徒や保護者と接する機会の確保と充実に努める。
- 全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。
- 給食、清掃活動などをとおして生徒と触れ合う機会の確保に努める。

- 部活動指導においては、生徒同士の人間関係や一人ひとりの個性に配慮する。
- 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努める。
- 教育活動全体をとおして、友情の尊さや心からの信頼の醸成等について適切に指導する。
- グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方について不断の見直しや工夫改善を行う。

III いじめる生徒への対応

- 保護者の協力を積極的に求めながら、教育的な指導を徹底して行う。
- 一定期間、校内で他の生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することも有効と考えられる。
- いじめを繰り返したり、いじめの仲間から抜けたことでいじめられる側に回ったりすることのないよう継続して指導する。
- いじめの状況が一定の限度を超える場合には、出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりするなど、厳しい対応策をとることも必要である。
- 暴行や恐喝など犯罪行為に当たるような場合は、警察との連携が積極的に図られてよい。

IV いじめられる生徒への対応

- 保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に十分な措置を講じながら、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められてよい。
- グループ替えや座席替えを行うことも必要である。

V 家庭・地域社会との連携

- 学校は「開かれた学校」の観点に立ち、日頃から、学校の対処方針やいじめ防止に関する年間指導計画など、いじめ防止に関する取り組み等を保護者等へ周知して理解や協力を求める。
- いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意をもって対応することが必要である。
- いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。
- P T Aと学校との実質的な連絡協議の場を確保して、積極的に連携を図る必要がある。

VI その他

- 教師の体罰が、いじめへの取組みに多大に影響を及ぼしていることに留意する。